



島根県報

平成21年 8 月 28 日 (金)

号外 第 148 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第632号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	安来インター線	安来市黒井田町字越峠1515番4地先から同市島田町字番ノ木431番3地先まで	前 A	メートル 10.00～ 41.00	メートル 2,023.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	10.00～ 41.00	2,023.00		
		後 B	11.00～ 421.00	1,698.20			
		安来市黒井田町字越峠1515番4地先から同市島田町字大添2170番4地先まで					

島根県告示第633号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町玉造 7 番 1 地先から同 9 番 1 地先まで	メートル 25.00	平成21年 8月29日	松江県土整備 事務所	
〃	浜乃木湯町線	松江市玉湯町湯町1514番 3 地先から同町玉造 9 番 1 地先まで	1,244.00	平成21年 8月29日		